

前回の検討事項の確認

1 提案制度の類型

応募型と創造型の2種類で実施する。

2 対象事業

応募型：県の事業であり協働にふさわしいもの（その枠組みは、検討委員会でさらに詰めて検討する。）

創造型：自由な発想で提案される事業であり、なおかつ県としての役割をもって協働して関わるものがふさわしいもの

3 提案者

応募型・創造型の事業として提案されるものであれば、提案者は原則として個人、団体を問わない。（ただし、社会的に問題のある組織を避けるための規定は必要。）